

賃貸借契約約款改正概要（令和5年10月～）

○ 改正内容

物件の譲渡等の禁止（第22条）

条文中に、本来は発注者と記載すべきところを受注者と記載している箇所が見つかったため、該当箇所を訂正するもの。

なお、本改正については、令和5年10月から施行することとする。